

「元気いばら★暮らし応援券」取扱事業者（登録店舗）

募集要項

令和4年10月25日版

井原市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、市内の登録店舗で使用できる「元気いばら★暮らし応援券」（以下、商品券という）を発行します。

つきましては、井原市内において、同商品券を取り扱う事業者（登録店舗）を次の要項により募集します。商品券は共通で、店舗の規模による使用区分はありません。

1 商品券事業の概要

発行主体 井原市（うち店舗登録事務、店舗の換金等事務は井原商工会議所に委託）

発行内容 500円券×6枚綴り（3千円相当）のセット（1人1冊）

※18歳以下の市民は1人2冊 合計36,300冊発行（1億890万円）

対象者 井原市に住民登録のある方 ← 井原市から世帯主に直接郵送

※「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象世帯を除く。

実施期間 登録店舗の募集 10月25日（火）～11月7日（月）

井原商工会議所で受付

※11月7日以降の申込は取扱店舗一覧に掲載できません。

商品券の郵送 11月下旬（井原市総務課から対象市民の世帯主へ郵送）

商品券使用可能期間 12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

商品券の換金受付 12月12日（月）～令和5年2月10日（金）

（※指定日、4ページ参照）

2 登録資格

井原市内に店舗・事業所等を有する事業者

※ただし、次に該当する事業者は除きます。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業を除く。）を行っているもの
- （2）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- （3）別記「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱うもの
- （4）市の物品調達業者及び建設工事等競争入札参加資格者のうち指名除外又は指名留保の措置を受けているもの
- （5）刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第189条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑に処されたもの

- (6) 井原市暴力団排除条例（平成 23 年井原市条例第 23 号第 2 条第 3 号）に規定する暴力団員等に該当するもの
- (7) 病院、福祉関係事業、冠婚葬祭業など消費を推奨しない業種を営むもの
- (8) その他この商品券の趣旨にそぐわないもの

<商品券の利用対象とならないもの>

次の品目は、商品券の利用対象外となりますので留意願います。

- (1) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへのチャージ、電子商取引
- (2) 出資や債券、税金、振替代金、振込手数料、保険、通信、電気、ガス、水道料金等の支払い
- (3) 有価証券、その他の商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料金等の不動産に関わる支払い
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業（第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する営業を除く。）への支払い
- (7) 公営ギャンブル
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの等
- (9) 商品券の交換または売買
- (10) 令和 4 年 1 月 30 日以前に購入した商品等の債務の支払い
- (11) その他この商品券の趣旨にそぐわないもの

3 登録手続

- (1) 持参・郵送・メールにより、井原商工会議所に「元気いばら★暮らし応援券 取扱事業者 申込書」を提出してください。
- (2) 登録申込期間 令和 4 年 10 月 25 日（火）～**11 月 7 日（月）**
※申込期間経過後も、**12 月 9 日（金）**までは受付を行います。市民に配布する取扱店舗一覧には掲載できません。（当所の HP には掲載）
- (3) 登録申込み後、登録資格の確認等を行ったうえで登録を行い、店内掲示用の登録店舗ポスター等を送付します。

<登録の取り消し>

井原商工会議所および備中西商工会は、次のような事由が生じた場合には商品券受領の有無に関わらず、取扱店舗の登録を取り消し、商品券の換金を行いません。既に換金を行っていたときは、その返還を請求します。また、違反により損害金が発生した場合は、賠償請求を行うことがあります。

- (1) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。以下、この項において同じ。）が商品券の換金等について詐欺を行う、又は行おうとした場合
- (2) 事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合

- (3) 登録後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、取扱店舗資格の欠格条項に該当することとなった場合
- (4) その他事業者が井原商工会議所および備中西商工会の信頼を損ない取扱店舗登録の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ① 名誉や信用等をき損又はき損するおそれのある行為をしたとき
 - ② 業務を妨害又は妨害するおそれのある行為をしたとき
 - ③ その他、公序良俗に違反する行為が認められるとき

<その他の留意事項>

登録店舗は、配布する登録店舗ポスター等を、見やすくわかりやすい場所に掲示してください。

店舗の登録情報に変更があった場合は、速やかに商工会議所まで連絡してください。その他、井原市からの指示を遵守してください。

4 商品券の取扱い

- (1) 商品券は、額面 500 円券が 6 枚綴りで 1 セット（1 冊）となっています。
- (2) 登録店舗は、商品券を持参した利用者に対して令和 4 年 1 2 月 1 日～令和 5 年 1 月 3 1 日限り、券面記載額に相当する物品の販売やサービスの提供等を行います。
- (3) 市民の商品券の利用限度額は、設けないものとします。
- (4) 現金との交換・両替はできません。
- (5) おつりは渡さないでください。
- (6) 金券類（商品券、ビール券、図書券等）、プリペイドカードなどの換金性の高いもの、電子マネーのチャージ及び宝くじ等の取引には利用できません。（利用対象外商品を参照）
- (7) 受領した商品券は、再流通させないでください。速やかに裏面に取扱店舗名を記載し保管してください（認印やゴム印可）。既に裏面に店舗名が記載されている商品券は受取りを拒否してください。また、店舗名の記載のない商品券は、換金請求時に受付できません。
- (8) 綴りから切り離された商品券は原則使用できません。
- (9) 以前発行した井原市プレミアム付き商品券や井原市以外が発行した商品券の取扱はできません。
- (10) 商品券の色合いや材質が違うなど、明らかに偽造等が疑われる場合には、受取りを拒否するとともに、警察および井原市役所、当商工会議所にご連絡ください。
- (11) 受領した商品券は、換金請求まで取扱店舗で責任をもって保管・管理してください。
- (12) 商品券の譲渡、売買、交換は禁止します。
- (13) 盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して、発行者（井原市）は責任を負いません。
- (14) 破損した商品券は、券の 2 / 3 以上が現存し、商品券番号が確認でき、かつ「井原市暮らし応援券」と確認できるものは取扱い可とします。

<商品券の換金請求>

- (1) 登録店舗は、令和4年12月12日～令和5年2月10日の指定日に、井原商工会議所、備中西商工会芳井支所・美星支所に「使用済商品券」と「請求書」を提出し、換金請求を行ってください。

※商品券は綴りから切り離し、100枚を超える場合は、100枚単位でまとめてください。

	中小事業者	大型店舗等
12月	12日(月)・26日(月)	13日(火)・27日(火)
1月	5日(木)・19日(木)	6日(金)・20日(金)
2月	9日(木)	10日(金)
※2月11日以降の換金は行いません		

※換金申請受付時間は、いずれも9:00～17:00まで

【大型店舗等とは】

- ①大店法・・・店舗面積が1,000㎡以上
- ②大企業・・・中小企業基本法で定める中小企業以外
 (例) 小売業=資本金等が5千万円を超え常時雇用する従業員が50人を超える企業
 サービス業=資本金等が5千万円を超え常時雇用する従業員が100人を超える企業
- ③みなし大企業・・・中小企業の規模だが大企業の傘下に属する企業

- (2) 請求様式、受付日時など詳細は、登録店舗ポスターの送付時にお知らせします。
(商工会議所ホームページにも掲載予定)
- (3) 期限(2/10)を過ぎての換金請求はできません。
- (4) 他の登録店舗の換金請求を代行することはできません。
- (5) 請求額、使用済商品券の枚数を確認のうえ、**請求から概ね5営業日以内**に指定された口座に振り込みます。
(例:12月13日までに受け付けた請求分を12月19日に振込)
- ※カレンダーの状況、受付状況等により、振込日がずれることがあります。
- (6) 商品券の換金請求にあたり、振込手数料等の店舗の負担はありません。

<問い合わせ・提出先>

【市民】 商品券の発行についての問合せ	井原市 総務課 (元気いばら★暮らし応援事業担当窓口) TEL (0866) 62-1114
【事業者】 店舗登録、換金についての問合せ <u>登録申込書の提出先</u>	井原商工会議所 TEL (0866) 62-0420